

第3章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画社会形成のための意識づくり

現状と課題

住民意識調査結果（第5章-2参照）から、社会全体における男女の平等感について、依然半数以上が男性優遇だと感じています。また、男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要だと思うことについては「女性を取り巻く様々な偏見、固定的社会通念・習慣・しきたりを改めること」「労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること」の割合が高くなっています。また、男女平等・男女共同参画についての話し合いや学習をしたことがない人の割合も、依然半数以上となり、幼少期から生涯にわたる人権意識の醸成や、男女共同参画が社会のあらゆる場面で実践できる環境づくりが求められています。

また、セクシャル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど様々なハラスメントは、加害者の罪の意識が薄い傾向にあることや、被害者が相談しづらい状況に陥りやすいことから、被害が深刻化しやすいといわれています。これらのハラスメントは大きな人権侵害につながっており、安心して相談できる体制づくりとともに、防止対策の徹底を図っていく必要があります。

さらに、一人ひとりの個性を理解し、認め合い、ともに男女共同参画社会を形成していくために、多文化共生の推進や、性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進や支援に向けた動きが全国的に広がっています。

方針（1）人権を尊重する意識の高揚を図ります

方向性

男女共同参画社会を実現するために、男だから、女だからという固定的な価値観にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、それぞれの個性を認め

合う関係づくりができるよう、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野に向けた意識啓発と情報提供を行います。また、関係機関と連携を図り、だれもが気軽に安心して相談できる体制を整えるよう努めます。

施策① 人権に対する意識啓発

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画や人権に関する講演会などの開催	人権や、男女共同参画に関する講演会や学習会を開催し、幅広い年代層を対象に意識啓発を図ります。なお、開催にあたっては、他の部署や関係団体と共同で行うなど、できるだけ多くの住民の参加を得られるように努めます。	企画課 福祉課 生涯学習課
メディアにおける表現への配慮	身近な環境における不適切な性・暴力表現や性別による固定的な役割分担を助長するような表現について、その排除に努めるとともに、有害図書等の除去活動を実施します。また、人権に関する理解を深めるため、幼児から青少年まで良質な図書を紹介し、人権学習の普及を図ります。	生涯学習課 学校教育課 福祉課
町が発信する情報への配慮	町広報紙、ホームページ・SNS、チラシ、公文書などにおいて、性別役割分担意識を助長するような表現や、人権尊重の意識をそこなう表現がないように配慮します。	関係各課
人権を尊重する意識の啓発	町広報紙、地元に着目した報道機関（ケーブルテレビ可児やFMらら）、SNSなど様々な媒体を活用し、啓発を行います。また、啓発資料を作成し、広く周知します。	企画課 関係各課
人権施策推進指針の推進	「御嵩町人権施策推進指針」に基づき、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場における人権施策を推進していきます。	福祉課 関係各課
様々なハラスメント防止のための啓発	広報紙をはじめ情報媒体を活用し、学校・職場・地域などにおける様々なハラスメントの防止に向けた情報を提供し、住民の認識を高めるよう啓発に努めます。	企画課 まちづくり課 学校教育課
町のハラスメント対策の実施と相談体制の確立	モデルケースとなるよう、庁内において、職員一人ひとりがハラスメントを正しく理解し、未然に防げる職場づくりと相談しやすい体制を整えます。	企画課

具体的な取り組み	概要	担当課
多文化共生社会実現のための国際理解・国際交流の推進	多様化社会での幅広いコミュニケーション実現のため、多文化理解としての国際理解の啓発を進め、国際交流の機会を支援していきます。	企画課
LGBT等への理解促進	性的マイノリティ(LGBT等)に関する理解の促進と、相談支援・情報提供を行います。	企画課 福祉課

施策② 相談体制の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
住民相談体制の充実	各種相談事業の体制の充実を図ります。(法律相談、人権相談、介護相談、精神保健福祉相談、結婚相談、障がい者相談)	住民環境課 福祉課 保険長寿課
関係機関との連携と相談窓口の周知	多文化共生、ハラスメント、LGBT等の相談に適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、広報紙などで相談窓口を周知します。	企画課 福祉課
民生委員・児童委員の役割の充実	住民の最も身近な相談窓口である民生委員・児童委員が、職務遂行に必要な知識や技能を身につけ相談にあたるよう研修などの充実を図ります。	保険長寿課

方針(2) 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解を促進します

方向性

意識形成や価値観に影響を及ぼす学校教育の場において、一人ひとりの個性や能力が尊重され、十分に発揮できるような場づくりと、男女平等・人権尊重の視点に立った教育を推進します。また、生涯学習の場にあっても、固定的な性別役割分担意識の解消と個性を尊重しあう意識を高められるよう、多様な学習機会の提供と学習環境の整備に努めます。

施策① 男女平等の視点に立った教育の推進・環境整備

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画に関する学習機会の確保・提供	性別役割分担意識は、幼少時に家庭のなかで形成される部分が多いことから、子どもたちの意識形成に影響を与える親に対する学習機会を提供し、だれもが参加しやすいよう事業内容を検討していきます。	生涯学習課
男女共同参画の視点を持つ教育者の育成	保育・幼児教育・学校教育・社会教育関係者に対するジェンダーに敏感な視点の醸成と、男女共同参画意識の向上のための研修の充実を図ります。	福祉課 学校教育課 生涯学習課
男女共同参画の視点に立った教育環境づくり	「隠れたカリキュラム」を見直し、個の特性や適性に配慮した教育環境づくりを推進します。	学校教育課
学校教育を通じたメディア・リテラシーの向上	学校教育の場において、インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を人権尊重や男女共同参画の視点から考え、理解できるよう、情報化の進展に対応したメディア・リテラシーの向上を図ります。	学校教育課
命のふれあい授業の実施	町内のすべての中学校において命のふれあい授業（中学生の妊婦体験と幼児とのふれあい等）を実施し、生み育ててくれたことへの感謝と生まれくる命の尊さを学ぶ場を設けます。	生涯学習課 学校教育課

施策② 多様な生涯学習機会の提供

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画や人権に関する図書の実施	中山道みたけ館（図書館）の男女共同参画や人権に関する蔵書の充実を図ると共に、貸出が増えるよう周知方法の工夫を行います。	生涯学習課
一家庭一実践の推進	乳幼児～小中学生の子を持つ家庭に対し、一家庭一実践の取り組みを通じて、家族での共同体験を推進します。	生涯学習課
成人講座の充実	成人講座において、男女共同参画の視点に立った講座メニューを検討するとともに、だれでも参加しやすいよう工夫をしていきます。	生涯学習課
愛の絵手紙&一行詩の実施	あらゆる年代が参加できる、絵手紙などを通じて、感謝の気持ちや願いを家族などに伝えることにより、優しさや思いやりの心を育む取り組みを実践します。	生涯学習課

基本目標 2 男女が共に参画できるまちづくり

現状と課題

住民意識調査結果（第5章-2参照）から、企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として、「男性優位の組織運営」「女性自身が積極的でない」の割合が高く、男女がともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、様々な分野において多様な人材が意思決定過程へ参画することや、参画しやすい環境を整えることが必要です。

また、住民意識調査結果（第5章-2参照）から、特に若年層では、地域活動への参加自体への意識が低い現状が見られ、参加に必要なこととして「時間的な余裕があること」が挙げられています。家庭に次いで身近な場所である地域を一人ひとりが支える重要性について周知するとともに、性別や年齢を問わず協力する意識づくりや、ワーク・ライフ・バランスに関する施策との両輪で取り組みを進め、地域活動を活性化することが求められます。

東日本大震災以降、全国でも災害対策が見直され、意識も高まるなか、住民意識調査結果（第5章-2参照）から、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、授乳室、防犯対策等）」の必要性が高い結果となり、男女双方の視点を取り入れた災害対策が求められています。

住民意識調査結果（第5章-2参照）から、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、過去の調査と比較すると、性別による固定的役割分担意識がやや解消されている傾向にあることがうかがえます。今後も、個人の能力を性別によって固定的に判断するのではなく、個別の能力で判断する意識付けが必要です。また、依然として、家事・育児・介護などの役割を女性が担っている現状がありますが、男性がより家庭生活に積極的に参加するためには「夫婦間で家事などを分担するよう話し合うこと」「子どものうちから、男女ともに家事の手伝いをするような育て方をすること」が必要と感じる人が多く、男女がともに家庭生活を担うことの啓発や子どものころからの男女共同参画の視点に立った教育が求められます。

方針（１）政策・方針決定の過程への男女共同参画を推進します

方向性

政策・方針などの意思決定における男女共同参画を進めていくためには、住民一人ひとりが社会や行政の仕組みに関心を持ち、様々な分野での政策・方針決定の場に参画できる環境を整えていきます。また、町が率先して、審議会などへの女性参画を推進するとともに、町職員の女性職員については、女性自身の意識改革や能力開発を支援し、職域拡大及び管理職への積極的な登用に取り組みます。

施策① 審議会・委員会における男女共同参画

具体的な取り組み	概要	担当課
審議会・委員会などへの女性の登用促進	町の各種審議会などにおける女性委員の登用を推進すると共に、公募制にて多様な人材の登用を進めます。	企画課 関係各課
地域活動における男女共同参画の促進	自治会長連絡協議会や単位自治会などに対して、性別を問わずだれもが参画しやすい環境になるよう働きかけます。	住民環境課

施策② 町政運営における能力本位の登用

具体的な取り組み	概要	担当課
町の管理職などへの能力本位の登用促進	管理監督職における職務遂行のやりがいについて理解が深まるように啓発し、今後も性別に関わらず、多くの職員が管理職や係長への試験に挑戦していく環境づくりに努めます。	企画課
人材育成の推進	男女共同参画に関する職員の研修や情報提供を充実させ、男女共同参画の視点にたって町行政を推進する職員を育成します。	企画課

方針（２）男女が共に参画できる地域づくりを推進します

方向性

地域を一層活性化し、発展させるため、性別に関わらず地域活動へ参画できるように意識啓発や支援を行います。また、自治会やボランティアなどの活動を通じて、地域のつながりを深めるとともに、男女双方の視点を取り入れた防災体制の確立や、多種多様な人々が暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策① 地域活動への男女共同参画の推進

具体的な取り組み	概要	担当課
地域における性別による役割の固定化の解消	地域組織において、性別を問わず能力や個性を生かして役職に就くことや、活動に参画できるよう意識啓発を進めていきます。また、男女が共に参加しやすい時間帯に会議を開催するなどの工夫を働きかけます。	関係各課
地域防災への女性の参画促進	地域の自主防災組織への女性の参加を増やし、女性の視点を取り入れて、緊急時に協力し合えるよう意識啓発を進めると共に、女性防災リーダーの増員や女性消防団員の加入促進など、女性の地域防災への参画を進めます。	総務防災課
シニア世代の活動支援	これまで職場を中心に活動してきた中高年の人などが、性別に関わりなく、その知識や能力を地域活動に生かせるよう、生きがいづくりやボランティア活動などに参加できるよう情報提供などに努めます。	福祉課 生涯学習課

施策② ボランティア団体などの育成と充実

具体的な取り組み	概要	担当課
ボランティア・NPOなどの支援体制の充実	性別、年齢等に関わらず地域住民主体の活動が活発に行われるよう、各種情報提供や地域づくり講座の開催などの支援を行います。	まちづくり課 住民環境課
女性の人材育成支援と情報の提供	婦人団体などの活動支援を通じて、リーダーの育成支援や研修などの情報提供を行います。	生涯学習課

施策③ 多様な視点でのまちづくり

具体的な取り組み	概要	担当課
公共施設などにおけるユニバーサルデザインの推進	高齢者、障がい者、妊婦などが躊躇（ちゅうちよ）することなく外出でき、積極的に活動できるよう公共施設などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。また、乳幼児連れの男女が、おむつ交換などに利用できるようベビーベッド、ベビーチェアの設置を促進します。	関係各課
国際的視野で見た地域づくり	在住外国人も含めて、住民全体を対象としたイベントの開催などまちづくりを推進するにあたり、各種の実行委員を年齢や性別、国籍を問わず、募集するよう関係機関に働きかけます。	企画課

方針（3）家庭における男女共同参画を推進します

方向性

家事・子育て・介護などについて、家族を構成する男女が共に協力しあい、支えあうという意識の醸成に努めます。また、多様化するライフスタイルへの対応や、個人がより自分らしい生き方ができるよう、子育てや介護などに対する支援の充実を図ります。

施策① 男女がともに家庭生活を担う意識づくり

具体的な取り組み	概要	担当課
男性の家庭教育への参加促進	家庭教育学級などの学びの場を通じて、父親が家事・育児へ参加する意識が高まるよう促します。	生涯学習課
男女が共同で参加できる講座等の開催	夫婦や家族と一緒に参加でき、話題を共有できるような講座を検討していきます。また、家庭教育学級（乳幼児・幼稚園・保育園・小学校・中学校）などの開催にあたっては、多世代が参加しやすいよう工夫を行います。また、父親に向けた講座等も検討していきます。	生涯学習課

具体的な取り組み	概要	担当課
父親による読み聞かせの推進	絵本の読み聞かせ「わくわくたいむ」に父親が参加しやすい雰囲気づくりを検討します。また、様々な行事での父親による読み聞かせを検討します。	生涯学習課

施策② 子育て・介護支援体制の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
放課後児童の居場所の確保	放課後における児童の居場所として放課後児童クラブを運営し、児童が安心・安全に充実した時間が過ごせるようにします。	学校教育課
地域子育て支援センター等の充実	子育てにかかる様々な不安を解消するため、子育て支援拠点施設「ぼっぽかん」における相談機能、交流機能、療育機能の充実を図ります。	福祉課
経済的負担の軽減	児童手当の支給や子どもの医療費助成により子育て家庭の経済的負担軽減を行います。	福祉課
住民の支え合いによる子育て支援	住民の互助による子育て支援サービスであるファミリー・サポート・センターの充実と定着を図ります。	福祉課
託児制度などの充実	多様化するライフスタイルに対応できるよう、一時預かり事業の充実を図ります。	福祉課
家族介護者支援の充実	家族のだれもが、性別に関わらず要介護者などの介護に携われるよう、社会福祉協議会や事業者との連携により介護技術などに関する情報提供や介護者同士の交流の場の設定など家族介護者支援の充実を図ります。	保険長寿課
相談体制の充実	介護にかかる様々な不安を解消するため、地域包括支援センターを中心に気軽に相談できる体制の充実を図ります。	保険長寿課

基本目標3 多様な働き方が選択できる環境づくり (女性活躍推進計画)

現状と課題

住民意識調査結果^(第5章-2参照)より、職場での男女の平等感については、依然として女性が男性より「人事配置や昇進・昇任」「研修制度等の機会」などあらゆる面で不平等を感じている状況です。働く場においては、男女の均等な雇用機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かすことのできる就業環境の整備、充実を図ることが重要です。

また、全国的な女性の年齢別就業率の特徴として、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年はM字の谷の部分の部分が浅くなってきているといわれています。人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されている中で、ニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性(ダイバーシティ)を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要と考えられます。女性が希望する就労形態は、就労継続や子育て後に再就職など様々であり、仕事と子育て・介護などの家庭生活のどちらも充実させたいというニーズに応えられる支援が求められています。同時に、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成や多様化する働き方に対する職場と家庭の相互理解への働きかけが必要です。

方針(1) 就業の場での男女共同参画を推進します

方向性

労働条件の男女格差解消はもとより、長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知していきます。また、地域経済の活性化にもつなげられるよう、女性活躍推進の必要性を広く働きかけていくため、女性の就労・起業・キャリアアップに関する情報提供を行います。

施策① 企業・事業者に対する男女共同参画の意識啓発

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画意識の企業への啓発	企業を対象とした研修や会合において、法律の周知を含め女性の雇用を積極的に推進するよう関係機関と連携しながら働きかけます。	まちづくり課
男性職員の育児休業などの積極的な利用促進	モデルケースとなるよう、庁内において、男性職員が育児休業制度や介護休業制度を積極的に利用できるよう職場環境を整え、理解が深まるよう意識啓発を行います。	企画課
役割分担意識解消の意識啓発	女性が働くということへの抵抗感を軽減させ、性別による役割分担意識を解消させるための啓発活動を行います。	まちづくり課

施策② 多様な就業形態への男女共同参画の取り組み

具体的な取り組み	概要	担当課
職員配置における男女平等の配慮	庁内において、片方の性に偏らない人員配置に配慮します。	企画課
商工自営業や農業における男女共同参画の推進	商工自営業や農業を営んでいる世帯における家族従事者の労働価値を適正に評価し、個々の役割分担や地位についての家族でのルールづくりを推進していきます。	まちづくり課 農林課

施策③ 女性の就業継続とキャリアアップ支援

具体的な取り組み	概要	担当課
就労機会の情報提供と女性の意識拡大	女性の経済的自立を促進するための研修機会や就職についての情報を提供します。	まちづくり課
再就職、キャリアアップ、起業への支援	女性の就職・再就職、キャリアアップや起業へのチャレンジを支援する情報提供を行うとともに、学習や研修機会の充実に努めます。	まちづくり課 企画課

方針（２）ワーク・ライフ・バランスを推進します

方向性

「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスをとって、男女がともに仕事と育児・介護や地域活動などを担い、住民一人ひとりが生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めていきます。

施策① ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

具体的な取り組み	概要	担当課
労働条件の向上と職場環境整備の啓発	育児休業制度や介護休業制度の普及、リモートワークや労働時間の短縮、フレックスタイム制など、だれもが働きやすい職場環境の形成について、事業者 に啓発していきます。	まちづくり課
ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うと共に、セミナーの開催や企業を対象とした研修や 会合などで意識啓発を図ります。	まちづくり課
働きやすい職場環境の充実	モデルケースとなるよう、庁内において、育児をしながら働く職員や会計年度任用職員など、様々な就業形態の職員が働きやすい職場環境を整えます。	企画課
仕事と家庭の両立支援	働く者が共に家庭的責任を担い、職業生活と家庭生活を両立したバランスよい生き方ができるように 関係機関との協力連携を強化します。	まちづくり課

基本目標4 一人ひとりが自立できる福祉のまちづくり

現状と課題

性別や年齢によって、それぞれで健康上の課題があり、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るためには、性別によって異なる健康課題についての正しい知識を持ち、それぞれが心身の健康づくりに取り組むことが求められます。加えて、男女が互いの身体的性差を理解したうえで、互いを尊重しあうことが男女共同参画社会形成には必要不可欠です。

性行動の低年齢化が進み、若年層における性感染症が増えている現状があり、幼い時から HIV（エイズ）・性感染症などの教育や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての学習・指導をしていくとともに、住民自らが健康について見直す機会の提供や啓発が必要です。また、女性が安心して妊娠期や出産前後を過ごせるような取り組みが求められています。

また、今後地域ではより高齢化が進み、支援が必要な方が多くなってきます。高齢者や障がい者の介護を家庭内のみでなく地域全体で支援していく取り組みが必要です。あわせて、ひとり親家庭など経済的に自立が困難な住民が、自分らしく安心して暮らし続けられる環境を整備していくことが求められます。

方針（1）生涯を通じた健康づくりを支援します

方向性

性別や年齢を問わずだれもが自立していきいきと仕事や家庭、地域活動に参画するには、心身の健康づくりが重要であることから、生涯を通じて健康な生活を送れるような支援の充実を図ります。また、幼少期から性や性差に関する正しい知識が得られるよう、心身の発達に応じた性教育を進めます。

施策① 性と生命を尊重する教育の推進

具体的な取り組み	概要	担当課
性の尊重に関する教育	思春期の子どもたちに対し、科学的な性知識を教えると共に、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。個に応じた相談・指導体制の強化を図ります。小中学校において学習指導要領に基づく性教育を行います。	学校教育課
HIV(エイズ)・性感染症に対する教育	児童、生徒が HIV (エイズ) や性感染症に対する正しい理解が深まるよう教育を行います。	学校教育課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識づくり	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての認識を高めるため、学校や保健医療関係者が連携をとり学習機会の提供に努めます。	福祉課 学校教育課

施策② 健康づくりの意識啓発と機会の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
イベントにおける啓発	町主催の各種イベントにおいて健康づくりへの意識を高め、自らの健康について見直す機会を提供していきます。	福祉課
みたけ健康ポイント事業の周知	各種健（検）診の受診や、町で行われている健康づくりのための教室などに積極的に参加してもらう仕組みであるみたけ健康ポイント事業を通じて、住民の健康意識が高まるよう周知していきます。	福祉課
個に応じた健康づくりへの支援	生活習慣の問題点に気づき、住民一人ひとりの主体的な健康づくりのきっかけとなるよう健康相談などを通じて支援します。	福祉課
食生活改善推進協議会員の育成	地域の食を通じた健康づくりの担い手として、食育活動への支援を行います。	福祉課

施策③ 妊娠期、出産前後における健康づくり支援

具体的な取り組み	概要	担当課
母子健康手帳の活用の周知	妊娠初期の保健指導を通じ、正しい知識と生活の充実を図り、同時に父子健康手帳の発行も行うことにより、父親も妊娠・出産・育児に認識を持つように努めます。	福祉課

具体的な取り組み	概要	担当課
健康診査事業の充実	妊産婦の健康診査の推進や発達段階に合わせた乳幼児健診の実施により、母子の健康づくりを行います。	福祉課
妊婦の健康相談・教育事業の充実	安心して出産や育児に取り組めるよう各種相談事業や、サークル活動・訪問指導などの教育事業の充実を図ります。また、これらの活動を通じて、母としての気持ちの育成を行います。	福祉課

方針（２）自立を支える福祉の充実を図ります

方向性

高齢者や障がい者の介護や自立生活を送るための支援は、社会全体で担うことを前提に、家族のなかでは男女がともに協力しあうことが望めます。だれもが安心して住み慣れた地域や場所で介護や介助が行えるよう、社会的に支えるサービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭の負担を軽減し、安心して安定した生活が送れるよう支援します。

施策① 高齢者や障がい者の介護や自立支援の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
高齢者の自立を支えるサービスの充実	だれもが住み慣れた地域において健康で暮らし続けられるよう、介護予防サービスや日常生活における自立を支えるサービスの充実を図ります。	保険長寿課
地域包括支援センターの充実	介護予防と高齢者の自立を支援する拠点として地域包括支援センターの充実を図ります。	保険長寿課
障がい者の自立支援・相談支援の充実	障がい者の自立を社会全体で支えていくための各種サービスや相談支援の充実を図ります。	福祉課

施策② ひとり親家庭の自立支援事業の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
ひとり親家庭への総合的な支援・就労支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当や医療費の助成等による経済的な支援をはじめ、関係機関との連携協力により、自立に向けた総合的な支援を行います。	福祉課
交流の場の設定	ひとり親家庭における交流の場を設け、母子寡婦福祉会と連携をとり家庭や子どもの交流を深めます。	福祉課
相談体制の充実	主任児童委員や民生委員・児童委員がひとり親家庭を対象にした相談に応じ、適切な助言と指導を行います。	保険長寿課

基本目標 5 男女間における暴力の防止と被害者の支援 (DV 対策基本計画)

現状と課題

住民意識調査結果（第 5 章-2 参照）から、DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度は徐々に高くなっております。被害・加害経験の多い身体的、精神的暴力のほかに、経済的、社会的、性的暴力など多岐に渡り、これはどれも重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。また、若年層のデート DV 等も含め、全国的にも DV に関する相談件数が増加していることから、国や県の男女共同参画基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられており、正しい知識の普及と「どのような暴力も絶対に許さない」という機運の醸成が求められます。

また、被害・加害の経験のある人で相談しなかった人の割合が増加しており、問題が顕在化しづらい状況がうかがえます。被害・加害経験者が安全に安心して相談できる体制の充実を図るとともに、被害を受けた場合に、自分の被害を過少に評価することなく相談できるような相談窓口の周知啓発が必要です。さらに、関係機関が連携し、被害者の救済や自立支援に対応していくことが求められています。

方針（1）DV を許さない・見逃さない地域社会づくりを推進します

方向性

男女間のあらゆる暴力を根絶し、重大な人権侵害であるという認識を高め、DV を絶対に許さないという機運を醸成するために、住民への啓発や教育を推進します。

施策① 住民などへの啓発・教育の推進

具体的な取り組み	概要	担当課
DV防止のための啓発	DVを絶対に許さない社会機運と共に、DVの被害者の早期発見を図るため、DVが人権侵害であることについて広報紙等を活用した啓発や、講座などを通じた教育を行っていきます。	福祉課 企画課 生涯学習課

方針（2）安心して相談できる体制を整備します

方向性

被害者が潜在化しないよう、安心して相談ができる窓口の周知と充実を図り、関係機関との連携を強化して被害者の救済対策と自立支援を進めます。

施策① 相談体制の充実・相談窓口の周知

具体的な取り組み	概要	担当課
県などの関係機関との連携と相談窓口の周知	DVなどの女性に対する暴力への相談に適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、広報紙などで相談窓口を周知します。	福祉課

施策② 被害者の保護・自立支援の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
関係機関と連携した円滑な一時保護の実施	迅速・円滑な保護のため、関係機関（県事務所や女性相談センター）との連携をとり、円滑で安全な保護を実施します。	福祉課
関係機関と連携した自立支援の実施	被害者の自立支援のため、関係機関（県事務所や女性相談センター）と連携すると共に、相談窓口の充実と周知を図ります。	福祉課

施策③ 関係機関との連携

具体的な取り組み	概要	担当課
個別支援会議などの開催	個別支援会議などを開催し、関係機関との連携強化を図ります。	福祉課